

第 87 回公開研究会 パネルディスカッション（概要） * 敬称略

パネリスト：

吉岡 知哉 氏（独立行政法人日本学生支援機構 理事長）

谷岡 一郎 氏（大阪商業大学 理事長・学長）

水田 健輔 氏（本研究所 研究員/大学改革支援・学位授与機構研究開発部 教授）

西井 泰彦（本研究所 主幹/就実大学 理事長）

司 会：

川崎 成一 氏（本研究所 研究員/常葉大学 教授）

川崎：学納金について議論するに当たり、その基本的な視点として、学納金は高等教育サービスにおける需要者と供給者の均衡点として捉えるべきである。しかしながら、大学の学費は一般的な商品やサービスの価格とは性質を異にする。教育には公共性があり、教育機会均等の要請が存在するほか、設置形態の差異もあるためである。さらに、私学助成や運営費交付金、修学支援制度、奨学金制度などの政策的支援が存在しており、名目上の学納金と実際の家計負担額は必ずしも一致しない。このため、学納金は単なる市場価格として形成されるものではなく、政策・制度・社会的合意といった要素を踏まえて決定される価格であると考えらるべきである。学納金を巡る議論の難しさも、まさにこの点にある。今回のパネルディスカッションでは、持続可能な経営を行うための「あるべき学費水準」とは何か、家計負担や教育機会均等に配慮した社会的に納得可能なあり方を深めていきたい。

谷岡：そもそも 1975 年の私学振興助成法が通った前夜の話を取り返ると、進学率が上がる中で私学の定員が少なく、学費高騰の時代があった。お金持ちしか大学へ行けない状況を打破するため、経常費の二分の一程度を補助して学費を下げようと生まれたのがこの法律である。その精神は今や踏みにじられており、私個人は法律違反だと思っている。現状、大学は消費税増税や膨大な書類作成、モンスターペアレンツへの対応、エアコンや実験機器の増加、オンライン対応、カウンセリングなど、昔は必要なかったことに経費と労力を割かれている。こうした複合的な理由で経費がかさみ、学費値上げが出てきている。

吉岡：修学支援新制度は中低所得層の進学に一定の効果を上げているが、制度の複雑化が加速している点は大きな問題である。日本の奨学金の仕組みは、学生の実生活費と学費が混ざった形で支給され、使い道は学生に任されている。また、修学支援新制度は給付型奨学金と学費の減免が組み合わさっている。高等教育の無償化の議論において、学費の無料化と、奨学金を給付にするという議論がしばしば混同されるが、これらは異なるものだ。この特殊な構造を念頭に置く必要がある。

川崎：私立大学の収支状態と学費改定はどの程度避け難い状況になっているのか、実態をお伺いしたい。

西井：1970年代以降、経常収支の差額は20%程度あったが、現在は平均で数%以下に落ちており、余裕がなくなっている。中小規模校では学生募集の縮小、大手大学では定員超過率の抑制により学生が減少している。一方で、教育の充実や設備投資に収入が追いついていない。結果として、経常収支比率が悪くなって財政的な余裕が減っているというのが総じて見られる傾向である。収入は「学生数×単価」で決まるが、数が増えないため単価を上げざるを得ない。上げやすい大学、いわゆるプライスリーダーが上げ、周りが目立たないように見習うという傾向が出ている。

川崎：国立大学の学費値上げの動きは私立大学に示唆を与えるか。

水田：西井先生の資料で「定員を充足しているところが上げやすい」という話があったが、国立大学も同様で、立地条件が良く家計所得も高い地域の大学が標準額を上回る設定をしている。ただ、仮説にすぎないが、国立大学は制限がついていることもあるが、私立大学の方が価格弾力性が大きい、つまり学費の上下による需要の変動が激しいのではないか。

川崎：学納金に関する実感をお伺いしたい。

谷岡：本学では学年の途中で学費を上げることはせず、入学時の契約に従う。学費について話合ったことはない。ただ、都会と地方の格差拡大は危惧している。地方の小さな大学や短大は、地元の福祉職員や幼稚園教諭など多くの人材を排出しており、地元に残る人間は圧倒的に私学出身者が多い。地方国立大学の卒業生は多くが東京や都会へ行ってしまふ。地方人材を考えるならば、地方の私学を重点的に助けることは待ったなしの状態にある。

川崎：学費が上昇している中、学生や家計の支払い能力や奨学生について現状をどう見るか。

吉岡：今年3月の学生生活調査結果では、物価が凄まじい勢いで上がっており、学生の生活が非常に苦しくなっている。家計からの仕送りが減り、アルバイトを増やす学生が増えている。その結果、授業への出席の減少や、将来への不安から中退リスクが増大している。物価高騰は大学にとっても値上げの動機になるが、非常に急速な変化であるため、全体として対応が遅れている印象である。

川崎：今の学費は教育コストを適正に反映しているのか。

西井：文系の大学では、四年間で四百万から五百万程度になる。私の大学の例では、2020年度から昨年までに物価が5%上がったことや、入学金の見直し（30万から10万への減額）を踏まえ、初年度負担を変えずに授業料を4万円上げるなどの平準化を行った。また、実習系学部の実習費は当該年次の実費徴収にしてコストに見合うようにした。学部の定員充足や学部毎の財政状況等を見て対応した。先行きの厳しさが予測されるため、上げられるうちに上げておくという判断を取った。レベルとしては、地域の競合校と比較して不利にならない範囲で決定している。

谷岡：本来、学費は「大学がやりたい経費全体から補助金を引いたものを、学生数で割った額」が基準になるべきで理想になる。しかし、国は「日本人は教育に高い価値を置い

ている」ことに甘え、家計負担に頼り切っている。国立大学について言えば、教員の人件費の半分も学費で賄えないようなものは学費と呼ぶべきではないと思う。海外では学費を高く設定する代わりに奨学金を充実させ、困窮家庭や優秀な学生を支援するのが国力を強くする方法だと国の政策として打ち出している。値上げをしないリスクは、やりたい改革ができず、チャレンジ精神が失われることにある。先ほど二分の一補助の話もあったが、大学の自主性を維持するためには、少なくとも経費の半分程度は自らの努力によって賄うことが必要であり、それが自主性を持つための最低限の水準であると考え。授業料収入などによって一定の財源を確保しつつ、残りについて国が補助する形が望ましい。国による補助は、大学の成長を支えるだけでなく、将来的に社会へ貢献できる人材を育成・供給するという役割にもつながる。そのため、経費の半分程度を国が負担することは構わないと思う。

川崎：学納金が上昇していく中で、家計所得も伸び悩んでいるが、学生の進学行動などに影響は出ているか。

吉岡：データがなく推測になるが、選択肢は狭まっているだろう。

川崎：学納金を上げながら独自奨学金を充実させていく流れは、今後ますます強まるか。

西井：いわゆる、これからの時代は「高コスト、高学費」という時代に移行するのではないか。本来は低学費のまま行きたいが、支出が増加する中では、私学にとって学費は重要であり、依存せざるを得ない。一方で奨学金制度については、国立大学でも 11～12%程度が対象になっている。これは親の所得水準を示すもので、地方大学や短期大学では、親の所得はかなり低い。学費を上げることの厳しさを私学は十分承知しているが、一方で修学支援制度が入ることによって、そうした学生層も吸収できている。また、経済的支援以外にも、運動部などの特徴を持った多様な奨学支援事業も必要と考える。私学に入っても「いざとなったら支援がある」という安心感、学生の選択を支える体制があることが重要になる。学費が高い状態にせざるを得ないが、払えるところからはいただく。その代わり、払えない場合には軽減や免除、あるいは支援を含めた色々なやり方をセットで提供する時代になってきたのではないか。

川崎：国立大学の授業料が上がる中で、受益者負担の考え方に変化はあるか。

水田：国立大学協会は、国や社会が最大の受益者であると主張してきた。最近の東大などの値上げ理由に「在学中の教育の充実」が挙げられているのは、受益者負担の一環ではあるが、国や社会への便益を否定するものではない。国立大学が法人化された時も、進学機会が奪われることのないよう適切な金額にすることが繰り返し求められてきた。したがって、授業料は依然として国や社会に対する便益を勘案したものであるべき。私立大学との役割の違いを含めて、受益者負担のあり方を慎重に考えていく必要がある。

西井：教育投資論の視点では、大卒者の生涯所得は高卒者より 5,000 万円程度高く、大学の学費に 500～600 万程度を払っても付加価値がある。地方だと生涯所得が下がるが、

一方東大卒だけなら4億8000万円、医学部なら10億円単位の生涯所得と言われる。個人的な受益が相当にある以上、国公立大学卒業者は全て「公的に寄与するから」という議論には納得がいかない部分もある。

谷岡：私学でも公益につく人が大勢いるが、その人への支援とは何が違うのか。投入される国費の比較をするべきである。私立大生は1人平均15万円の補助に対し、国大生は200万円以上の国費が投入されている。設置形態によって、同じ司法試験を目指すような分野で、一方は52万円の学費、もう一方はそれよりも高い学費で勝負させられるのは、競争環境として公平ではない。これは国の政策の根本的な問題だ。

川崎：参加者からの質問で、2026年12月に学納金値上げを決定し、2027年度の募集要項に記載した場合、2028年4月入学者から適用可能か。文科省への届け出はいつまでか。また、適正な奨学費の比率はあるのか。

西井：2027年の募集に間に合えば適用可能。学則変更の届け出は、改定前年度の3月までに行えばよいことになっている。奨学金の割合については、以前は収入全体の4～5%程度だったが、今は修学支援制度も含め6～7%程度に上がっている。奨学金は「麻薬」のような側面もあり、過度に拡充すると財政困難に陥るため、対象者を広く設定して薄く支援か、あるいは対象を限定して集中的な支援かの選択が必要になる。

川崎：納得感のある値上げのために必要なことは何か。

西井：学費値上げを単独でアピールするというのは、マイナスの要素が多い。学部の改組や新設、魅力アップ、奨学金の充実などとセットで行うことが重要である。初年度負担を減らすなどの工夫や、実験実習費、施設設備費などの使途の根拠を明確に説明することも必要であり、最終的には、入試のパンフレット等に、値上げの数値データだけでなく、長期的な学校の維持のためにそれらが必要なのだという理由を示した上で、学費を改定することが望まれる。

谷岡：大学が進むべき改革の方向を示し、そのための費用であることをステークホルダーに説明することが重要だ。単に「赤字だから」という理由では納得は得られない。また、為替変動や留学生数、国の補助金の急な打ち切りなど、不確定要素も加味した将来計画が必要になる。

吉岡：受益者が社会全体である以上、国が私学助成を増やすべきだという議論は言い続けるべき。現在のままでは、どの私学も学生にかけなければいけない費用は学費より高いだろう。しかし、学生には高等教育レベルの能力が不可欠だ。教育の質を上げるにはお金がかかる。給付型奨学金の財源は基本的に消費税であり、これには国民の合意が必要である。大学団体が、教育の効果や実績を粘り強くアピールし、社会全体の意識に働きかけていくしかない。

川崎：最近授業料や施設利用料などを統合していく流れがあるが、ステークホルダーへの説明責任の観点から、今後この流れは増えていくか。

西井：学費の項目の整理統合については各校の事情によるが、理由として納得できるものに

集約するという考え方のもとに、基本的には教育サービスの対価であるので、授業料としてまとまっていく方向が望ましいと考えている。また、留学生の学費については、海外では自国の学生より留学生を高く設定するのが当たり前になりつつあり、日本でも国立大学を含めて見直しが進んでいる。日本人学生と留学生の学費をどう扱うかは、各大学が独自に考えていかなければならない課題である。

水田：2024 年度に外国人留学生の授業料の上限が撤廃された。国立大学全体でどうなっているかは把握しきれていないが、東北大学や岡山大学など、研究力の強い大学で留学生の学費を値上げする動きが見える。ただ、地方の国立大学が留学生から多額の授業料を取って財政に貢献させるというのは、来ている学生の出身国の所得レベルなどを考えると、なかなか難しいのが実情である。国立大学だからといって一律の方向に行くわけではなく、大学ごとの外部環境や財務状況によって対応は分かれている。

川崎：最後に一言ずつお願いしたい。

吉岡：奨学金の充実は重要だが、最近は利子が急速に上がっており、学生の負担増に注意を払う必要がある。学費を下げることであれば一番良いが、それができないから奨学金を増やすというのは、本来は横道であると考えている。

谷岡：今一番危惧しているのは、困窮する中でサービスやお金がかかる学部学科を閉じるなど、必要であるにもかかわらず、目に見えない損失が私学の中で進んでいることである。意欲のある学生、特に中間層への手厚い奨学金制度を考えてほしいと願っている。

水田：国立大学は一律ではなく、特に地方大学は外部環境と財務状況の制約の板挟みにあって厳しい状況にある。物価高騰を勘案した運営費交付金の措置が今後も反映されることを期待している。学費値上げの問題が注目される中で、検討が進む可能性がある。

西井：学費は上げざるを得ない環境にある。少子化の中で、これまでとは学費値上げの意味合いが全く異なる。どうしようもなくなってからでは遅いため、学内での検討を行いつつ、他校の動向を見て、間髪を入れず早めの判断をすることが重要である。長期的に大学を維持するための財政基盤を固めてほしい。

川崎：学納金は大学経営の問題であると同時に学生支援、さらには高等教育の公共性をどう支えるかという社会全体の問題だ。本日の議論が皆様の助けになれば幸いである。

